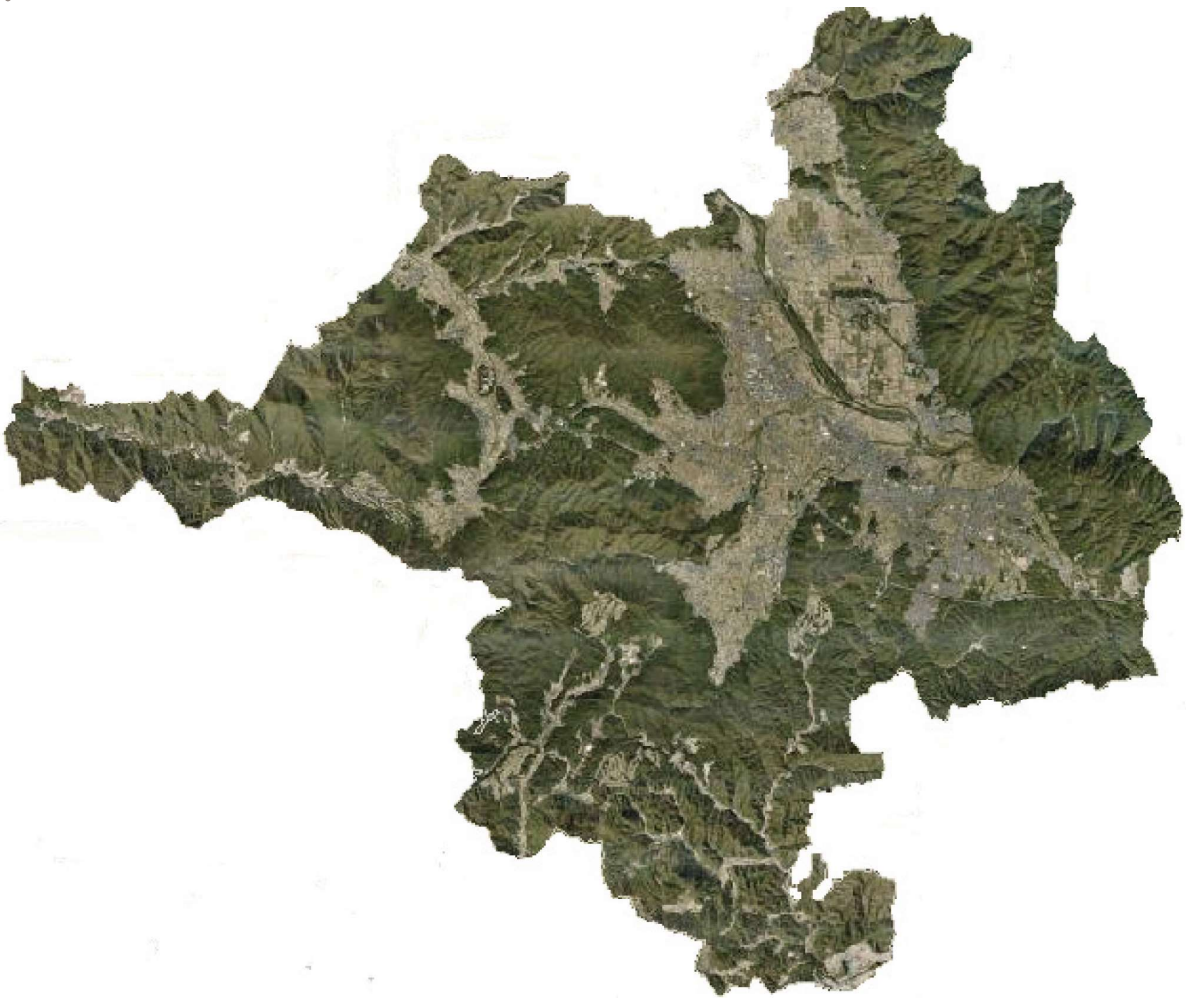




1. 景観計画区域

良好な景観は、現在及び将来における私たちの資産として、市民一人ひとりの賛同と協働により守り、あるいは修復し、創造していかなければなりません。そのためには多彩な地域特性を踏まえて、建築物や工作物の規制及び誘導を行う必要があることから、本市全域を景観計画区域として定めます。

景観計画区域（市域全域）



2. 景観形成地区

亀岡市の良好な景観の形成に際し、特に地域特性を活かした景観の形成が必要な地区を「景観形成地区」に指定し、地域に応じた特色ある景観形成の誘導を行います。

「景観形成地区」は、今後の地区の状況変化及び文化的資産の調査等に合わせ、随時見直していくこととします。

(1) 都市景観形成地区

JR嵯峨野線（JR山陰本線）の各駅の周辺は、亀岡市の都市核として住宅のほか店舗や事業所が集積し、多くの市民や来訪者が行き交う場所となっています。

また、京都と山陰方面を連絡する国道9号は、市外の人も多く行き交っており、亀岡のまちのイメージに大きく影響を与えているとともに、これから新市街地として整備される土地区画整理事業区域も、今後、亀岡の景観に大きな影響を与えるものと考えられます。

そのため、JR各駅周辺のエリアや国道9号沿道、大井町南部土地区画整理事業区域を「都市景観形成地区」に指定し、良好な都市的景観の形成を進めます。



JR亀岡駅



JR馬堀駅前



亀岡市役所



国道9号沿線のまちなみ

(2) 湯の花温泉景観形成地区

湯の花温泉は、亀岡の三大観光拠点のひとつとして多くの観光客が訪れる場所となっています。そこで、温泉郷のエリアを「湯の花温泉景観形成地区」に指定し、「京の奥座敷」にふさわしく深みのある、心やすらぐ魅力的な景観の創出を進めます。



湯の花温泉



市道湯の花温泉線

(3) 自然景観形成地区

市域面積の約7割を占める山林は、亀岡市の特徴でもある四季折々の自然の景観を形づくっています。

特に、盆地の周囲を取り巻く山々は、市街地のほとんどの地点から眺望することが可能であり、今後ともその自然景観を守っていくことが大切です。

そのため、盆地の周囲を取り巻き、市街地の背景ともなっている山々を「自然景観形成地区」に指定します。

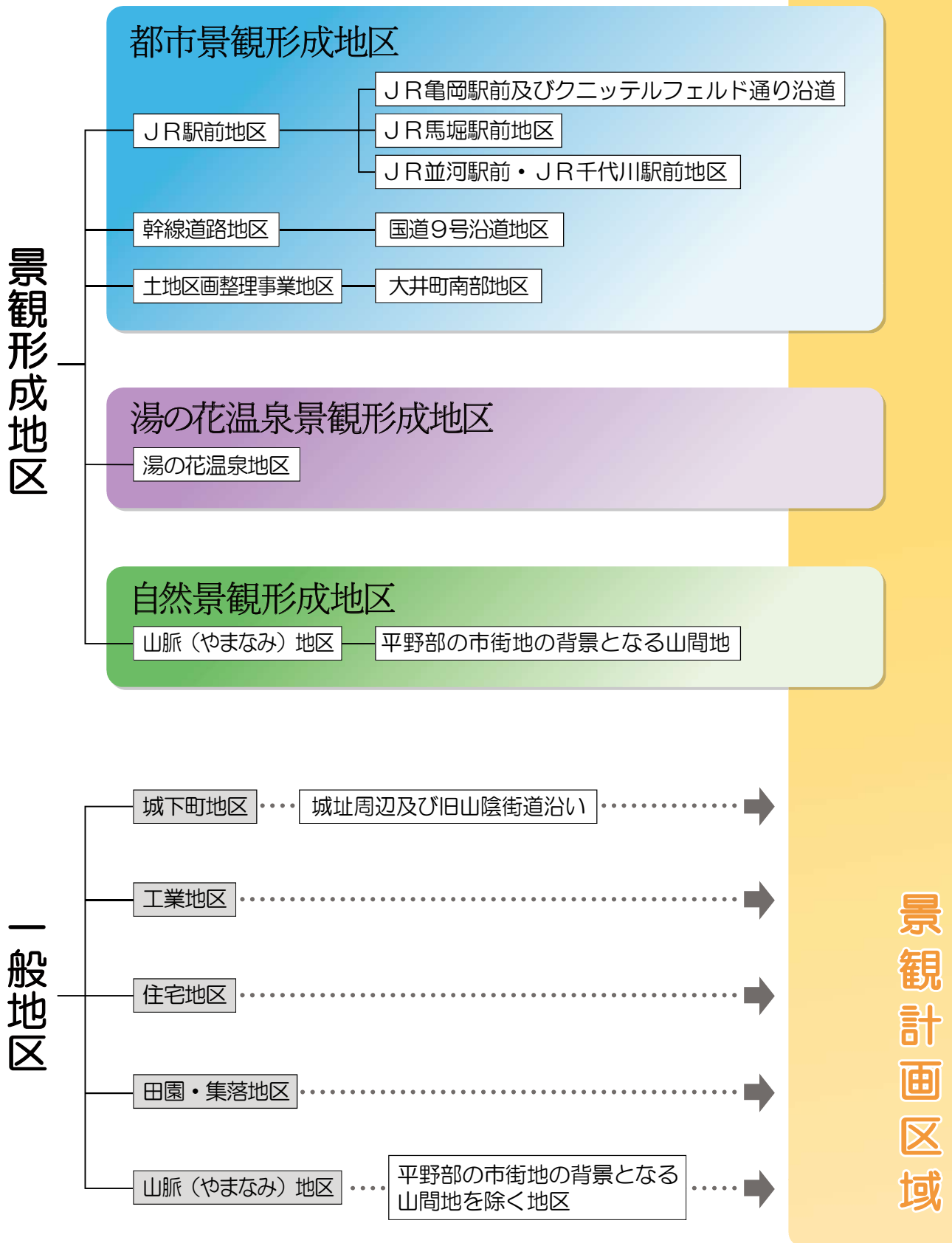


川東地区の田園風景と集落

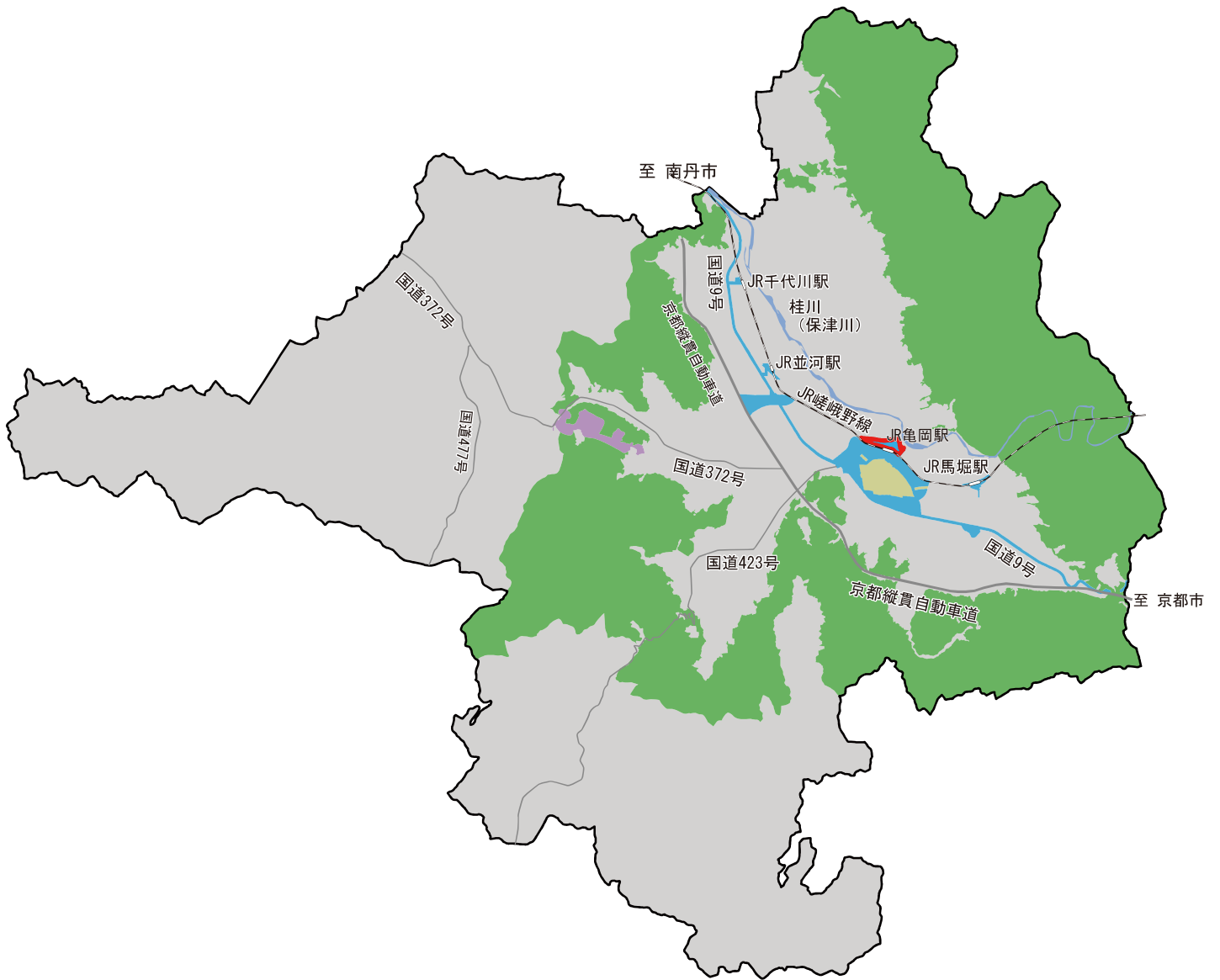


市役所から曾我部町・菟田野町方面

【亀岡市景観計画区域の構成】



【亀岡市景観計画区域図】



凡例

- | | | | |
|---|------------------|---|-------------|
|  | 景観計画区域（市域全域） |  | 自然景観形成地区 |
|  | 都市景観形成地区 |  | 一般地区 |
|  | 湯の花温泉景観形成地区 |  | 一般地区（城下町地区） |
|  | 都市景観形成地区（亀岡駅北地区） | | |



第4章

良好な景観形成のための行為の制限

良好な景観形成のための方針を踏まえ、景観計画区域内の各地区において特に景観に影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為の制限を定めます。

1. 景観計画区域における行為の制限（一般地区）

【届出を要する行為】（景観法第16条第1項関係）

項目		届出対象規模	届出対象行為	
対象建築物	高さ	13m超	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} • 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	建築面積	1,000㎡超		
対象工作物	擁壁	高さ3m超かつ長さ30m超	<ul style="list-style-type: none"> • 工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} • 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	上記以外の工作物	高さ		10m超
		築造面積		500㎡超

※1. 当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が10㎡以下のものを除く。
（増築後の建築面積が1,000㎡を超えても、増築部分の床面積が10㎡以下のものは対象外とする。）

※2. 変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※3. 建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※4. ・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。

・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

建築物に関する景観形成基準									
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 山脈（やまなみ）と調和するスカイラインを形成するよう配屋根（こう配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。 屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。 								
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみに配慮する。 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <p>ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和した形態意匠とする。 								
緑化・植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努める。 								
設備機器・屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。 ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。 								
門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観やまちなみ景観に配慮する。 								
平面駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 外周部の緑化又は塀の設置などによって、まちなみ景観に配慮する。 								
平面駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周辺の景観に配慮する。 								

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。 施設周辺部の美化及び緑化に努める。 								
立体駐車場 立体駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺の景観と調和を図る。 								
全工作物共通	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <p>ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									

2. 都市景観形成地区における行為の制限

【届出を要する行為】（景観法第16条第1項関係）

項目		届出対象規模	届出対象行為	
対象建築物	高さ	13m超	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	建築面積	100㎡超		
対象工作物	擁壁	高さ3m超かつ長さ30m超	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	上記以外の工作物	高さ		10m超
		築造面積		200㎡超

※1. 当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が10㎡以下のものを除く。
（増築後の建築面積が100㎡を超えても、増築部分の床面積が10㎡以下のものは対象外とする。）

※2. 変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※3. 建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※4. ・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。

・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

※亀岡駅北地区については、一般地区における【景観形成基準】を適用する。

建築物に関する景観形成基準									
屋 根	<ul style="list-style-type: none"> • 屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 • ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。 								
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> • 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> • 低層部の連続を確保するなど、周辺景観との調和に配慮する。 								
門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> • 周辺のまちなみ景観に配慮する。 								
平面駐車場	<ul style="list-style-type: none"> • 生け垣又は塀などの設置によってまちなみ景観に配慮する。 								
平面駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> • 道路から見える部分は、生け垣等で囲うなどまちなみ景観に配慮する。 								

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> • 市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。 								
立体駐車場 立体駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> • 全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺景観と調和を図る。 								
全工作物共通	<ul style="list-style-type: none"> • 周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 • 外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									

3. 湯の花温泉景観形成地区における行為の制限

【届出を要する行為】（景観法第16条第1項関係）

項目		届出対象規模	届出対象行為	
対象建築物	高さ	13m超	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	建築面積	200㎡超		
対象工作物	擁壁	高さ3m超かつ長さ30m超	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	上記以外の工作物	高さ		10m超
		築造面積		500㎡超

※1.当該建築物の増築部分の同一敷地内における建築面積の合計が50㎡以下のものを除く。
（増築後の建築面積が200㎡を超えても、増築部分の建築面積が50㎡以下のものは対象外とする。）

※2.変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※3.建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※4.・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。

・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

建築物に関する景観形成基準									
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然環境と調和する温泉郷の景観に配慮したこう配屋根（こう配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。 ・屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ・ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。 								
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみへ配慮する。 ・建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <p>ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境と調和した温泉郷を意識した形態意匠とする。 								
緑化・植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・季節感のある敷地内の緑化に努める。 								
設備機器・屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。 ・ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。 								
門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境と調和した温泉郷の景観に配慮する。 								
平面駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・生け垣又は塀などの設置によって周辺の自然環境と調和した温泉郷の景観に配慮する。 								
平面駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から見える部分は、生け垣等で囲うなどまちなみ景観に配慮する。 								

工作物に関する景観形成基準									
各種プラント類 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の道路から目立たない場所に設置する。又は、施設周辺部の緑化や板塀等で囲うなど道路側から望見できないよう工夫する。 								
立体駐車場 立体駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の形状を整え違和感のないデザインとし、周辺景観と調和を図る。 								
全工作物共通	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等とする。 ・外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <p>ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									

4. 自然景観形成地区における行為の制限

【届出を要する行為】（景観法第16条第1項関係）

項目		届出対象規模	届出対象行為	
対象建築物	高さ	13m超	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築又は移転^{※1} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	建築面積	200㎡超		
対象工作物	擁壁	高さ3m超かつ長さ30m超	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新設、増築、改築又は移転^{※4} ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更^{※2}（変更部分の見付け面積^{※3}の2分の1を超えるもの） 	
	上記以外の工作物	高さ		10m超
		築造面積		500㎡超

※1.当該建築物の増築部分の同一敷地内における床面積の合計が10㎡以下のものを除く。
（増築後の建築面積が200㎡を超えても、増築部分の床面積が10㎡以下のものは対象外とする。）

※2.変更部分の面積が10㎡以下のものを除く。

※3.建築物又は工作物の一つの立面を水平に投影した面積。

※4.・旗ざお及び架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。

・鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。

【景観形成基準】

建築物に関する景観形成基準

屋 根	<ul style="list-style-type: none"> 山脈（やまなみ）と調和するスカイラインを形成するよう配屋根（こう配屋根の形状を示したパラペット等を含む）を採用するなど工夫する。 屋根の色彩は、周囲の景観との調和を図る。 ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。 								
外 壁	<ul style="list-style-type: none"> 高層部や大きな壁面による圧迫感の軽減を図り、背景のやまなみに配慮する。 建築物の基調となる外壁の色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <p>ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境と調和した形態意匠とする。 								
緑化・植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努める。 								
設備機器・屋外階段等	<ul style="list-style-type: none"> 空調室外機、室外に設ける設備、屋外階段、バルコニー等の位置は、周辺の道路から目立たない位置に設ける。 ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、空調室外機、室外に設ける設備は、周辺のまちなみ景観と調和を図る。 								
門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観やまちなみ景観に配慮する。 								
平面駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 外周部の緑化又は塀の設置などによって、自然景観やまちなみ景観に配慮する。 								
平面駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 道路から見える部分は、生け垣で囲うなど周辺景観に配慮する。 								

工作物に関する景観形成基準

各種プラント類 貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> 市街地や集落から目立たない場所に設置するよう工夫する。 施設周辺部の美化及び緑化に努める。 								
立体駐車場 立体駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> 全体の形状を整え、違和感のないデザインとし、周辺景観との調和を図る。 								
全工作物共通	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観に配慮した配置、素材、色彩、意匠等となるよう工夫する。 外観又は外壁の基調となる色彩は、次のマンセル表色系で示された範囲とする。 <p>ただし、工作物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等を含む）、しっくい壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は外壁の見付け面積の10分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5R～10Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">無彩色は、N1～N9.5</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	彩度	7.5R～10Y	6以下	上記以外の色相	2以下	無彩色は、N1～N9.5	
使用する色相	彩度								
7.5R～10Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
無彩色は、N1～N9.5									